

【案件名】八街市老人福祉センター及び八街市南部老人憩いの家の休館日等の変更について

【概要】市では、八街市老人福祉センター及び八街市南部老人憩いの家の休館日や開館時間などの変更について検討しており、これらの施設の管理・運営について規定する条例、規則の改正を行うものです。

【変更案】

項目	変更後	変更前（現在）
休館日	月曜日・祝日・年末年始	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
開館時間	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで
管理者	市長が指定する法人その他の団体 (指定管理者)	市長
浴室使用料 (八街市老人福祉センターのみ)	浴室を使用するときは、条例に定める老人福祉センター使用料に、1人1回につき100円を加算する。	無料

【変更の趣旨】

○休館日について

より便利に施設を利用していただくために、土曜日と日曜日を開館します。
代わりに月曜日を休館とします。

○開館時間について

より便利に施設を利用していただくために、閉館時刻を1時間遅らせます。

○管理者について

指定管理者制度は、民間事業者や NPO 法人などに公の施設の管理を委ねることができる制度で、多様化する住民のニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して、住民サービスの質の向上と経費の節減等を図ろうとするものです。

○浴室使用料について（八街市老人福祉センターのみ）

浴室は、男女共用の浴室を、男性用の時間帯と女性用の時間帯に分けていますが、男女別の浴室へと改修し、脱衣所にはエアコンを設置します。また、利用日を週3日から週6日へ変更します。

このほか、各自の持ち込みとしていた石けん、シャンプーを浴室に常備します。
このように、利便性と快適性が大きく向上し、利用価値が上がること、また、浴室を使用する人と使用しない人の公平性も考慮し、浴室使用料を新たに設定するものです。

【変更予定日】

八街市老人福祉センター及び八街市南部老人憩いの家に関する条例、規則を改正し、令和3年4月1日からの施行を予定しています。